



## 豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規

### 1 団体等の登録要件

- (1) 既存団体と構成員を実質的に同じくする団体での登録申請はできない。
- (2) 同地域内又は同町地内での団体は1～2団体程度とする（200戸で1団体を目安とする。）。
- (3) 代表者は実働者（市と連絡が密にできる者）とし、活動の状況を把握できる者とする。
- (4) 代表者は複数の不法投棄パトロール隊の代表を兼ねることはできない。

### 2 活動内容

- (1) 申請活動地域内をパトロールする。
- (2) 不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のまま警察へ場所、投棄物、量を通報する。
- (3) 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管し清掃業務課に連絡する（清掃業務課と協議した指定場所はその限りでない。）。
- (4) 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行う。
- (5) 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近等とする（花等の植付けは物品支給申請時に計画を提出する。）。
- (6) 市（市長）から応援依頼があった場合は、これに協力する（おいでんまつり等、市の事業への協力）。

### 3 物品支給

- (1) 物品支給は1団体5万円以内とする。
- (2) 物品支給申請者は団体の代表者とする。
- (3) 物品支給の消耗品及び原材料は別表「物品支給一覧表」のとおりとする（別表以外の物品の支給はしない。）。
- (4) 消耗品及び原材料は、それぞれ、AグループとBグループに分けて支給する。
- (5) 消耗品Bグループ及び原材料全体の支給は、限度額を3万円とする。
- (6) 支給物品ごとに、1回当たりの申請限度数を別表「物品支給一覧表」のとおり設ける。
- (7) 申請時期・支給日は別表1のとおりとする。ただし、緊急に必要と認められる場合はこの限りではない。

### 4 市の支援内容

- (1) ごみ収集活動により分別収集され、公共施設等に保管されているごみを回収する。
- (2) 登録団体からの申請に対して活動資材を提供し、活動を支援する。
- (3) 登録団体への傷害保険及び損害賠償保険に加入する（内容及び詳細は別紙1のとおり）。

## 5 支給制限

- (1) ごみの分別収集を個人で実施している者（4名以下の活動団体）の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険は本人の希望があれば加入できる。）。
- (2) 企業、事業所で敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内（登録年度を除く。）で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (3) 学校事業で学校敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、Aグループの物品を1万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (4) 消耗品受給報告書（様式第5号）が提出されない場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (5) 原材料受給完了報告書（様式第6号）が提出されない場合は、翌年の原材料支給を行わない。
- (6) 活動報告書（様式第3号）が提出されなかった場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (7) 報告された活動回数が年間4回に満たなかった場合は、活動報告書が提出されなかったものとみなす。